

放課後児童健全育成事業に関するQ&A

Q1. 放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）とは、どのような事業か。

- 放課後児童クラブは、名古屋市等では学童保育と呼ばれる事業で、留守家庭の児童に対して放課後に児童が安心して過ごすことができる遊び・生活の場を提供する事業です。
- 児童福祉法では、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業とされています。

Q2. 児童にどのような支援を提供すればよいのですか。

- 国が策定した「放課後児童クラブ運営指針」に準じた支援を行ってください。
- 指針では、放課後児童クラブは、適切な遊び及び生活の場を与え、児童の状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業とされています。
- そのため、放課後児童支援員等は、児童の発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行っていくことが求められています。
- 放課後児童クラブの児童のすごし方の一般例は、以下のとおりです。

時間	月～金曜日	学校休業日	指導目標
8:30		来所 静かに待つ	家庭的な雰囲気の中で基本的な生活習慣を身につける
9:00		出席・健康観察	1 「ただいま」「こんにちは」「さようなら」などの挨拶が、指導員と児童の間で自然にできるようにする。
10:00		室内遊び 自習など	2 自分の持ち物や用具を大切にし、決められた場所に整理整頓できるようにする。
12:00		後片付け 昼食	3 きまりやルールを守れるようにする。
13:00	順次下校 荷物の整理 出席・健康観察	休息	4 良いこと、悪いことを判断できるようにし、良いことは進んで行うようにする。
14:00	自由遊び テーマ遊び	自由遊び テーマ遊び	
15:00	おやつ	おやつ	遊びの中から創造力を高め、仲間作りをする。
	自由遊び 異年齢での遊び	自由遊び 異年齢での遊び	1 自分たちで遊び道具を作ったり、新しいルールを考えたりして、創造力を養う。

18:00	後片付け 帰宅準備 順次帰宅	後片付け 帰宅準備 順次帰宅	2 集団での遊びを通して自然に児童相互の交流を深め、同学年・異学年の友達がつくれるようにする。
-------	----------------------	----------------------	---

- Q3. 事業を実施する上で、基準条例や運営指針以外の具体的な基準等はあるのか。
- 法律や関係規則、条例、運営指針などに定められた以上の基準は設けていませんが、放課後児童クラブは第2種社会福祉事業に該当しますので、社会福祉事業の基本理念に沿った運営に努めてください。
 - 基本的な設備環境については、放課後児童クラブは遊び・生活の場であるので、家庭と同様の手洗い場など、最低限の生活環境の確保が必要となります。
 - また、運営指針において、事業者には各クラブの実態に応じて創意工夫を図り、クラブの質の向上と機能の充実に努めなければならないとされていますので、児童が過ごす放課後に環境について常に改善に努めてください。
- Q4. 他の放課後児童クラブでは、敷地内に広場や柵などもあったがそうした設備環境が必要となるのか。
- 敷地内に広場等がある方が望ましいとは考えますが、広場などを確保する必要はありません。
 - 外遊びをする場合は、支援員等による安全確保の下で、地域の公園などを利用しても問題ありません。
- Q5. 児童の環境確保のために必要な設備備品は、専用区画内に固定したものでなければいけないのか。
- ロッカーや下駄箱等については、固定した専用設備が望ましいですが、施設の用途を変更するために可動式とし、時間に応じて、倉庫等に収納するなどの対応を行うことは問題ありません。
 - また、手洗い場や流し台などは、専用区画内にあることが望ましいですが、隣の区画にあるなど、運用上問題がないと考えられる場合はその限りではありませんので、そうした場合は市にご相談ください。
- Q6. 放課後児童支援員は、何人配置しないとイケないのか。
- 基準では、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員を置かなければなりません。ただし、そのうち1人は、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者）に代えることができます。
 - さらに、放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければなりません。

Q7. 支援の単位とは何か。

- 支援の単位とは、いわゆる児童の集団の規模のことです。基準では、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものとされています。
- 支援の単位には、児童が相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の児童と信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下と定められています。
- そのため、50人を超えるような放課後児童クラブでは、支援の単位を2単位に分割することが求められます。ただし、その場合においても、支援単位毎に指導員の配置や面積の確保等が求められます。

Q8. 放課後児童支援員等は、他の業務と兼務してよいのか。

- 放課後児童支援員等は、基準において「専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない」とされており、他の業務との兼務は認められません。
- ただし、午前は他の業務を実施し、午後は放課後児童支援員として業務を行うなど、就業時間や運営費用等が明確に区分できる場合等はこの限りではありません。

Q9. 放課後児童支援員等は、誰でもよいのか。

- 放課後児童支援員は、保育士や社会福祉士、教育職員免許法に規定する免許状を有する者等であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければなりません。詳細は基準等をご確認ください。
- なお、都道府県知事が行う研修は、平成32年3月31日までに研修を修了すればよいこととなっています。
- 都道府県知事が行う研修の案内については、県から通知があり次第、事業開始届を提出した事業者に対して市から案内をお知らせします。
- 補助員については明確な基準はありませんが、児童福祉の観点からの児童の健全育成を理解し、育成支援を行うことができる人が望まれます。また、事業者においては、一定の研修に参加させるなど、常に知識や技術の向上に努め、支援の質の向上を図っていくことが求められます。

Q10. 学習塾やスポーツクラブ等と一体的に事業を行うことは問題ないか。

- 学習塾やスポーツクラブ等と一体的に事業を実施することはできません。
- 放課後児童クラブは、児童の遊びや生活の場を提供することを目的としています。そのため、特定の目的に応じて学習や指導カリキュラムを設定し、教育やスポーツ等の指導を行う学習塾やスポーツクラブ等とは、基本的な事業目的が異なります。

- 学習塾等で蓄積したノウハウを放課後児童クラブで提供していただくことは問題ありませんが、事業提供に際しては学習塾等との区分を明確にし、児童が自由に遊べる時間やおやつの時間など、児童の健全育成に必要な「遊び」「休息」「食事」等の時間を保障することが必要となります。

Q11. 開所時間の設定は、どう決めればよいのか。19時まで開所する必要があるのか。

- 開所時間の基準は、平日は3時間以上、土曜日や夏休みなどは8時間以上の開所時間があれば、19時までとする必要はありません。
- ニーズに応じて、20時や21時までの設定も可能となります。

Q12. 料金の設定は、どう決めればよいのか。

- サービス提供内容や利用時間等に応じて、事業者が設定していただければ問題ありません。また、補助金は固定額ではありません。利用状況に応じて変動しますので、その点を踏まえて料金の設定をしてください。
- 市内の放課後児童クラブは、学年に応じた月額金額が設定されています。他の事業者では、週の利用日数に応じた料金設定のところもあります。

Q13. 事業開始届は、いつまでに届け出る必要があるのか。

- 放課後児童健全育成事業の開始届は、いつでも届出することができます。届出は、原則として事業開始月の1ヶ月前に提出してください。
- ただし、新規開所する場合は、年度途中から事業を利用する家庭は少数であるため、4月開所を目標に準備することが一般的と考えますが、試験運用期間を含め、年度途中に届出し、事前を実施することも可能です。
- ただし、事業開始届と補助金交付申請は、異なる手続きとなります。補助申請については申請期限がありますので、新規に事業を実施する場合で補助申請を希望する場合はあらかじめ市にご相談ください。

Q14. 届出をしなくても補助金の対象となるのか。

- 開始届を行っていない事業者は、補助金の対象にはなりません。
- また、事業の開始届を提出しただけでは、補助金を受給することはできませんので、ご注意ください。
- 補助金は、所定の期日までに交付申請を市に提出する必要があります。

Q15. 補助金の算定方法がわからない。

- 補助金の内容については、国の基準額等に準じています。国の基準改正等に伴い変更される場合がありますので、不明な点等は子育て支援課にご相談く

ださい。

Q16. 補助申請の児童数は登録児童数でよいのか。

- 児童の数は、事業所に利用登録された児童数ではありません。国のQ&Aにおいて、以下のような算定方法の例が示されています。

【算出方法の例】

(算定条件)

○4月～6月は「児童の数」が42人(5日間開所する施設)

内訳

- ・5日間利用登録 32人 → 32人
- ・4日間利用登録 8人 → $8人 \times 4日間 / 5日間 = 6.4人 \approx 7人$
- ・3日間利用登録 4人 → $4人 \times 3日間 / 5日間 = 2.4人 \approx 3人$

○7月、8月は「児童の数」が68人

○9月～12月は「児童の数」が40人

○1月～3月は「児童の数」が36人 の場合

(算定方法)

- ① 基準第10条第4項の一の支援の単位を構成する「児童の数」は、上記の方法により算出された人数
- ② 放課後児童健全育成事業の国庫補助基準額を算定するための年間を通じた平均の「児童の数」は、

$$\{ (42人 \times 3ヶ月) + (68人 \times 2ヶ月) + (40人 \times 4ヶ月) + (36人 \times 3ヶ月) \} \div 12月 = 44.16666\cdots \rightarrow 45人 (\ast)$$

(※) 1人未満の端数が生じた場合には切り上げ

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
児童の数	42人	42人	42人	68人	68人	40人	40人
月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
児童の数	40人	40人	36人	36人	36人	530人	45人

Q17. 最初からあまり多くの児童に対応することは難しいが、定員の設定はどのようにすればよいのか。

- 定員は、児童一人当たり1.65㎡の基準範囲内を確保していれば、事業者が任意で設定することとなります。
- そのため、例えば、当初20人定員とし、状況に応じて定員を増加させることも可能です。ただし、その場合は変更届を提出する必要があります。

Q18. 利用児童が1名でも補助してもらえるのか。

- 事業所における補助対象となる児童の数は、これまで国の補助基準では原則10名以上からが対象となっています。
- 現在9名以下の場合は、以下のとおり例外的に対象とする措置が示されてい

ます。事業を実施する場合は、基本的に10名以上の利用が見込まれるよう
にご検討ください。

- ◇ 小学校の統廃合により、廃校となった小学校に通っていた子ども達が自宅
に近い生活圏域の中で活動(生活)するために、引き続き、廃校等を活用
して放課後児童クラブを実施する場合
- ◇ 翌年度からの本格実施を見据え、年度途中(年度後半)に放課後児童クラ
ブを開所した場合(ただし、翌年度中に児童の数が10人以上とならな
かった場合は、災害等によるやむを得ない理由がある場合を除き、交付金の
返還を命ずることがあるので留意すること。)

Q19. どの様な経費に補助してくれるのか。

- 事業の運営に係る経費に対して補助を行いますが、以下の経費については補
助対象経費に含むことはできません。
 - (1) 児童に対するおやつ代(おやつ作りなどの材料費を含む。)
 - (2) 児童に対する観劇や社会見学等の入場料等、児童の保護者が実費相当額
を負担することが適当とされる費用
 - (3) 児童に対する傷害保険料
 - (4) 施設(民家や店舗等)やその土地の購入費又は賃借料(敷金礼金、リー
ス料等を含む。)
 - (5) 修繕費、改修費、工事請負費
 - (6) 放課後児童支援員等の退職手当積立金
 - (7) その他繰越金など市長が不相当とする経費
- 上記の経費であっても、施設の賃借料や工事請負費等は、場合により補助対
象となる場合がありますので、適宜ご相談ください。

Q20. 市民への周知等はどうすればよいか。説明会のような機会はあるのか。

- 例年、新1年生向けの就学時検診の通知に放課後児童対策の事業案内を行っ
ています。
- 届出のあった放課後児童健全育成事業者は市のホームページや、事業紹介に
掲載するなど、市民に公平な周知を行います。
- 説明会は、例年新年度の利用受付を開始する前(11月中旬~下旬ごろ)に開
催しています。

Q21. 土曜日を必ず開所する必要があるのか。

- 必ずしも土曜日を開所する必要はありませんが、250日以上の補助対象基
準に該当するためには、少なくとも土曜日・日曜日・祝日のいずれかの日を開
所し、全体で250日以上開所する必要があります。

- 開所日数が250日に満たない場合は、補助金の基本額が開設日数年間200～249日に該当する額となりますので、ご注意ください。
- なお、開所日数が200日に満たない場合は、補助金の対象となりません。

Q22. 土曜日は利用が少ないので、複数の放課後児童クラブの児童を1つのクラブに集めて開所しているが、それぞれの開設日数に含めてよいか。

- 国のQ&Aにおいて、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」において、放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上（ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる）としていることから、この基準を満たさない状態で運営されている場合については、開所日数に含めることはできない」とされています。
- そのため、支援単位毎に基準を遵守した支援員配置がないと開所日数に含むことはできません。
- なお、基準を遵守した支援員配置がある場合、どちらの「支援の単位」の開所日数に含めるかについては、当該土曜日における放課後児童支援員等の配置状況により考えることを基本とし、例えばAの放課後児童支援員とBの補助員が配置されていた場合は、Aの開所日数に含めるなどの方法により算定します。

Q23. 年度途中からの開所のため、開所日数が200日を越えることができないが、補助の対象とならないのか。

- 年度途中の開所については、開所日数を月割算定した日数を適用するため、月平均で17日以上であれば200日以上補助基準に該当し、21日以上であれば、250日以上補助基準に該当することとなります。
- ただし、補助申請については申請期限がありますので、年度途中で新規に事業を実施する場合で補助申請を希望する場合はあらかじめ市にご相談ください。

Q24. 開所していれば児童の利用がなくても補助の対象となるのか。急なキャンセルがあった場合はどうするのか。

- 児童の利用がない日は閉所となりますので、補助対象となる開所日数として算定することはできません。
- 特別な事由がない限り、急なキャンセルがあった場合でも閉所日を補助対象とすることはできませんので、一定の利用が見込まれる事業運営に努めてください。
- 仮に事業所として開所していても、児童の利用が一時的な利用のみで、開所日数が年間200日（月平均17日）を超えない場合は、補助対象になりませ

るので、ご注意ください。

Q25. ひとり親世帯などの利用料金の減免制度などは無いのか。

- 事業者が実施した減免に対して、市が補助を行います。
- 減免内容は、以下のとおりです。なお、減免分の補助には、所定の手続きによる市の承認が必要です。詳しくは、子育て支援課にお問合せください。

対象項目		減免額
(1) 生活保護世帯		月ごとに支払う利用負担金(ただし、保険料、おやつ代等を除く。)と14,500円を比較して低い方の額
(2) 市民税 非課税世帯	児童扶養手当受給者	
	その他	月ごとに支払う利用負担金(ただし、保険料、おやつ代等を除く。)の2分の1の額と7,250円を比較して低い方の額
(3) 児童扶養手当受給者(市民税非課税世帯を除く)		
(4) 2人以上の児童を同じ事業所で利用させる者。ただし、減免は第2子以降の分に限る。		

Q26. 児童の健全育成は理解できるが、漠然としている。どの様なことまで業務として支援しなければならないのか。

- 児童の健全育成の第一義的な責任は、児童の保護者にあります。事業者としては、可能な範囲でより良い環境を児童に提供し、健全な育成の一助となることが求められます。
- 指針では、放課後児童クラブにおける育成支援に係る職務内容には、次の事項が含まれるとされています。
 - 児童が放課後児童クラブでの生活に見通しを持てるように、育成支援の目標や計画を作成し、保護者と共通の理解を得られるようにする。
 - 日々の児童の状況や育成支援の内容を記録する。
 - 職場内で情報を共有し事例検討を行って、育成支援の内容の充実、改善に努める。
 - 通信や保護者会等を通して、放課後児童クラブでの児童の様子や育成支援に当たって必要な事項を、定期的かつ同時にすべての家庭に伝える。

Q27. 放課後児童クラブを運営するためには、児童への指導のほか、どの様な業務があるのか。

- 指針では、放課後児童クラブの運営に関わる業務として、次の取り組みが必要とされています。
 - 業務の実施状況に関する日誌(児童の出欠席、職員の服務に関する状況等)

の作成

- 運営に関する会議や打合せ、申合せや引継ぎ
- おやつが発注、購入等
- 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓
- 保護者との連絡調整
- 学校との連絡調整
- 地域の関係機関、団体との連絡調整
- 会計事務
- その他、事業運営に関する記録

Q28. 利用者からのクレームにどう対応したらよいか。

- 事業所内に要望や苦情を受け付ける窓口（担当者）を設置し、周知を図るとともに、要望や苦情等があった場合は、迅速かつ適切に、誠意を持った対応に努めてください。
- また、トラブルを未然に防ぐため、あらかじめ重要事項説明書等を作成し、契約時等に利用における注意事項等を十分に説明してください。
- 事業所以外の相談窓口は、愛知県社会福祉協議会が設置している運営適正化委員会や市役所などを案内先としてください。
- 要望や苦情については、単純に忌避するのではなく、その内容や対応について職員間で共有するなど、事業内容の向上に生かす重要な機会としてください。

Q29. 放課後児童支援員等の研修を事業者だけで行うのは限界がある。研修等はどう行っていけばよいか。

- 県が実施する放課後児童支援員等資質向上研修などの開催があります。研修の案内については、開始届を提出した事業者に対し、県通知に合わせて案内をお知らせします。
- 県の研修以外にも、個別の分野について、例えば、日進市児童発達支援センターによる研修会やセミナー等が開催されていますので、適宜参加することで、知識や技能の向上に努めてください。

Q30. 事業を運営するために、どのようなマニュアル等があるとよいか。

- 事業運営におけるリスクを事前に軽減するため、一般的なものとしては、次のようなマニュアル等の作成が考えられます。
 - 重要事項説明書
 - 放課後児童支援員等倫理規定
 - 個人情報保護規定

- 緊急時・災害対応マニュアル
- 安全管理マニュアル
- 運営対応マニュアル など

Q31. 事業の利用対象は「小学校に就学している児童クラブであって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」となっているが、具体的にはどのような家庭が対象となるのか。例えば、レスパイトでの利用はできないのか。

- 基本的には以下のような事由により、継続して昼間に家庭での養育ができない場合が対象となります。そのため、一時的なレスパイトでの利用は対象とはなりません。
 - 保護者の就労や就職活動
 - 保護者の通学
 - 家族の介護
 - 保護者の障害 など
- 運営指針の「4. 利用の開始等に関わる留意事項」において、「放課後児童クラブの運営主体は、(略)入所承認の方法の公平性の担保等に努める必要がある」となっていますので、入所について一定の基準を設け、選定方法などをホームページ等で周知を図ってください。
- 選定方法の例示としては、本市の公設児童クラブは、ポイント制としており、次年度の募集時に就労等の状況に応じた指数の合計点が高い人から優先的に利用する方法となっています。
- なお、利用者の選定にあたっては、証明書などで就労状況を確認するなど、公平性の担保に努めてください。

Q32. 利用者への周知に、市は協力してくれるのか。

- すべての事業者の公平性を保った上で、可能な協力を行っていきます。
- 市では、新1年生のいる家庭への案内として、就学時検診のお知らせに同封して事業の案内を行っています。9月上旬に案内を発送するため、事業の実施を予定している事業者は、あらかじめ市にご相談ください。
- その他、市ホームページへの掲載やパンフレットの配布などを行います。

Q33. 新年度の受付手続きは、個別に受け付けすればよいのか。

- 新年度の利用申込みは、各クラブにおいて個別に受付を行ってください。ただし、利用者の公平性を担保するため、当初受付について受付時期や手続方法等の共通事項を定めています。
- 受付時期は、例年12月上旬に設定しています。手続方法は、運営指針に基づ

いた運営ができるよう必要な確認を行なってください。

- 必要に応じて、市が調整を行うことがありますので、個人情報提供同意を得るようにしてください。

Q34. 複数の事業者に同時に申込みをする利用者がいるがどうしたらよいか。

- 受付時に複数のクラブを同時申込みしているか、十分に聞き取りを行ってください。
- 新年度に係る当初の利用申込み分については、子育て支援課にて重複の確認を行います。

Q35. 複数の事業者を利用することは可能なのか。

- 支援が必要な方に適切にご利用いただくため、基本的には1事業者の利用としてください。
- 複数の事業者の利用は、あくまでも事業者に空きがある場合の臨時的な対応とし、やむを得ない場合に限り利用を可としますので、定員に空きがない場合は通常利用者の利用を優先してください。

Q36. 定員等の状況から希望者全員を受入することが困難な場合は、どのような対応をすればよいのか。

- まずは、各クラブで受入が可能な人数を決定し、各クラブで定める選定基準等に基づいて、利用者の選考を行ってください。
- 利用者の選考にあたっては、証明書などで就労状況を確認するなど、公平性の担保に努めてください。
- 放課後児童健全育成事業は、1年生から6年生までの期間の利用を保障しているものではありません。原則として、利用者の選考は、必ず年度単位で実施してください。
- 利用者の選考の結果、利用できない申込者に対しては、他の事業者や放課後子ども教室等の案内を行うなど、利用者が困らないように丁寧な対応を行ってください。

Q37. 学校からクラブが遠いため、車やバス等で送迎を行うことは可能か。

- クラブが学校から離れている場合、支援者等による児童への付き添いやバス等による送迎を行うことができます。

Q38. 送迎を行う場合、クラブから自宅以外の場所(習い事、塾等)に送迎することは問題ないか。

- 問題ありません。

Q39. 障害のある児童がクラブを利用していますが、市からの支援はありますか。

- 障害のある児童を受け入れするために専門的知識等を有する支援員等を配置する場合に補助を行っています。
- バリアフリー環境を整えるための整備費補助もありますので、詳しくは子育て支援課にご確認ください。
- 障害のある児童の利用については、放課後等デイサービスなどの障害児施策の利用を含め、保護者との十分な協議を行い、児童にとって適切な支援の提供に努めてください。